平成２４年（フ）第４１号
神戸市長田区御蔵通４丁目203番地の１
債務者　廣瀛こと　徐　　悦子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３号
神戸市兵庫区荒田町１丁目１番11号　ユニバーサル荒田ビル208号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２
債務者　木村　秀夫
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９号
神戸市東灘区御影中町７丁目１番６号
債務者　辻　　隆子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３号
神戸市中央区港島中町２丁目５番地の１　サン・コーポラス港島203号
債務者　伊藤　嘉彦
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４号
神戸市中央区港島中町２丁目５番地の１　サン・コーポラス港島203号
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７８号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町14番８―705号、前住所兵庫県芦屋市岩園町32番15―402号
債務者　伊勢真奈美
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１０１号
兵庫県西宮市生瀬高台17番１号
債務者　スコット　ジョン　エヴァンスこと
ＳＣＯＴＴ　ＪＯＨＮ　ＥＶＡＮＳ
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８５号
兵庫県西宮市獅子ケ口町18番35―206号
債務者　田中　大樹
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６３０号
広島市安佐南区八木８丁目８番17号
債務者　大川　敦子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９０号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目８番18―403号
債務者　山田　英巳
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１４号
広島県廿日市市地御前５丁目９番14号
債務者　今村　初正
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５８号
広島市安佐南区大塚西３丁目２番３―1003号タワーズウエスト
債務者　宮本　俊子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８４号
高知市一宮徳谷17番７号
債務者　黒川　武徳
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９６３号
北九州市小倉北区馬借３丁目３番36号
債務者　藤島　與允
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１号
大分市大字下郡1410番地　大分下郡病院内、住民票上の住所大分市生石港町２丁目１番13号
債務者　西田　新市
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３４号
大分県佐伯市大字木立5397番地１、旧住所大分市末広町２丁目６番３―803号　アスティオン末広
債務者　池田　清隆
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
鹿児島県大島郡知名町大字上城449番地
債務者　園田　健二
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部